

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿 介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 秋山 一弘

答 申 書

2018年3月14日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2017年度諮問第9号（「2018年2月1日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

本請求に対して機構は、規程第14条により、公開の決定等をする期限を「相当の部分」と「残りの機構資料」とに分けて定めており、本答申は「相当の部分」の、下記第2の1のうち①、②、③、④の仕様書及び企画書を対象とするものである。

公開請求のなされた機構資料について、個人情報及び法人等情報に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料 [2017-6]

- ① 「2016年度 Facebook 運用サポート業務」に関する仕様書、企画書及び報告書
- ② 「2017年度 Facebook 運用サポート業務等」に関する仕様書、企画書及び報告書
- ③ 「地層処分事業推進のための学習の機会提供事業の実施（2016年度下期から2017年度活動分）」に関する仕様書、企画書及び報告書（報告書は2016年度下期分）
- ④ 「2016年度 教育研究会組織に対する授業研究支援」に関する仕様書、企画書及び報告書
- ⑤ 「2017年度教育研究会組織等に対する授業研究支援」に関する仕様書、企画書
- ⑥ 2016年度「地層処分事業の推進に資する国内の類似事業における地域合意形成プロセスに関する社会科学研究の調査」に関する仕様書、企画書及び報告書

2. 情報公開請求に対する機構の説明

・公開の取扱い

以下を非公開、その他は公開する。

- a. 氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）
- b. 事業実施に係るノウハウを含む法人等に関する情報

3. 当委員会の判断

氏名等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

また、事業実施に係るノウハウを含む法人等に関する情報は、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2. 法人等情報」に該当し、委託先からも一部非公開を希望する意見があることから、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

第3 審議の経緯

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 2018年 3月14日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) 2018年 3月22日 | 第33回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) 2018年 3月22日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委 員	(座長) 秋山 一弘
委 員 長	伊東 健次
委員長代理	加藤 一郎